平成２２年（フ）第１９０号
埼玉県北本市本町６丁目160番地３、旧住所 埼玉県鴻巣市松原２丁目１番43号
債務者　小澤四志子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
さいたま市南区大字円正寺133番地２
債務者　西島　　晋
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
埼玉県上尾市中妻１丁目２番地４　ＴＩＭＥ’Ｓ89―301
債務者　池田　正一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
新潟県長岡市今朝白３丁目５番５号、前住所 茨城県龍ケ崎市小柴２丁目１番地３
債務者　本多さとい
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
新潟県長岡市中之島中条丙486番地
債務者　丸山レイ子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
新潟県魚沼市明神900番地２
債務者　渡邉　福隆
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
新潟県見附市今町２丁目４番12号
債務者　久住　良治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
新潟県柏崎市城東２丁目３番47―102号　サンメール城東
債務者　原田　文子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
愛知県知多郡武豊町字向陽３丁目40番地
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０５号
愛知県豊橋市西幸町字笠松57番地５
債務者　黒柳　悦代
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１０号
岡山県倉敷市水江1229番地８
債務者　平松美枝子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
秋田県横手市南町11番56号　かね屋南ハイツ312号室
債務者　坂本　強治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５号
北海道標津郡中標津町東10条北１丁目３番地４
債務者　湊　　舞（旧姓下垣内）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１０号
北海道根室市駒場町１丁目１番地　公住５棟Ｂ―46
債務者　田中　尚美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４７１号
横浜市鶴見区元宮２―９―１　株式会社トーヨ工業内、住民票上の住所青森県弘前市大字自由ケ丘３丁目１番地９
債務者　佐々木純一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３号
愛媛県八幡浜市保内町川之石８番耕地５番地２
債務者　宮岡　　潤
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時20分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５７号
静岡県富士市伝法2619番地の86　フレグランス88Ｃ102号室
債務者　川口　光欣
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部